

フレキシブルディスク提出票	
第16条第1項 第16条第2項 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第20条第1項の規定 第22条第1項 第22条第2項	
により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した フレキシブルディスクを以下のとおり提出します。	
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は 、事実に相違ありません。	
年 月 日	
国家公安委員会殿	提出者の名称及び事務所の所在地
1 フレキシブルディスクに記録された事項	
2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類	

- 備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。